

議案第 5 号

大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例
大牟田市附属機関設置条例（平成 2 5 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大牟田市庁舎整備基本構想策定審議会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大牟田市庁舎整備基本構想策定審議会を廃止するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。